

中間到達度検証問題

2019年6月21日

松岡 久和

I 次の事実1～6を読んで下記の問いに答えなさい。

1. 2020年4月6日、機械の製造・加工・販売を業としているA株式会社（代表取締役B）は、経営危機に直面し、C株式会社からの機械部品の現金での仕入れが困難になった。そこで、AのCに対する買掛代金債権を担保するため、Aの所有する本社の土地・建物（時価3000万円あわせて甲という）に、極度額2500万円の根抵当権を設定した。
2. さらに、Aは、D信用金庫から、継続して融資（融資限度は1000万円とされた）を受けることになり、今回は、1年後に元利合計を返済するものとして、300万円の貸付けを受けた（利息は年6%、遅延損害金は年12%）。
3. AのDに対する債務については、Aの依頼に基づき、E信用保証会社が、極度額1000万円、元本確定期日2023年4月6日とする連帯根保証契約を書面によって締結した。
4. Eは、Eが保証債務を履行した場合に生じるAに対する求償権を被保証債権とする保証契約をBおよびA社の専務取締役Fとの間で、それぞれ書面で締結した。
5. DからAへの追加融資は、結局、されることなく、AはDに2021年4月6日までに元利合計318万円を返還する債務を負うにとどまった。
6. 2021年4月6日、Aは、そのころには事実上倒産しており、Dに元利金の返済ができなかったため、同月13日、EはDの求めに応じて320万円（利息・遅延損害金等を含む。詳細は略。以下同じ）を支払った。

問1 2021年4月14日、EはFに320万円を請求した。Fが弁護士のあなたのところに持参したEとの保証契約書には、連帯の文字は見当たらず、極度額の定めもなかった。あなたは、Fが、保証債務を免れたり、減額を主張することができるかを説明してあげてください。

II 以上の事実（問1の事実を除く）に加えて、次の事実7～9が生じたとして、下記の問いに答えなさい。

7. 2021年4月14日、FはEからの請求を受けて320万円全額を弁済した。
8. 2021年4月30日、FがBに連絡を付けて支払った320万円につきAおよびBに全額の償還を求めたところ、Bは、AもBも無資力で払えないと答えた。
9. Fが調べた結果では、AのCに対する買掛代金債務等が1800万円になっていたところ、Aが支払えないため、2021年4月1日にAが根抵当権の付いた甲を代物弁済としてCに譲渡して移転登記をしたうえ、同日、Cが、根抵当権設定登記を抹消したうえで、Bの妻Gに1800万円で売却し、Gが移転登記を備えていることがわかった。

問2 FはGに対して何らかの請求をすることができないか。